

< 夜間対応型訪問介護 利用料金表(利用者負担金) 別紙1 >

1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】

サービス種類	単位数
基本夜間対応型訪問介護	(1月につき) 989
	(1日につき) 33
定期巡回サービス	(1回につき) 372
随時訪問サービス (1名による訪問の場合)	(1回につき) 567
随時訪問サービス (複数名による訪問の場合)	(1回につき) 764

【加算料金】

項目	概要	単位数
24 時間通報対応加算	日中を含め 24 時間通報対応する場合に 加算されます	1 月につき 610 単位
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ） ※	厚生労働大臣の定める基準において、以下①～③を満たす場合に加算されます。 ①キャリアパス要件 ・ 職位、職責、職務内容に応じた任用要件、賃金体系の整備。 ・ 資質向上のための研修計画を策定し、研修の実施・機会を設ける。 ・ 経験若しくは資格等に応じて昇給する ②月額賃金改善要件 加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。又は前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。 ③職場環境要件 下記の要件のうち複数の取組を行う。 ・ 入職促進に向けた取り組み ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ・ 両立支援、多様な働き方の推進 ・ 腰痛を含む心身の健康管理 ・ 生産性向上のための業務改善の取組 ・ やりがい、働きがいの構成	1 月につき 所定単位×24.5%
中山間地域等に居住する利用者提供加算 ※	食料・農業・農村基本法に基づき、指定された地域（山間地およびその周辺の地域）にお住まいの場合は利用料金が 5%加算されます。	1 月につき 所定単位×5%

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（1 単位＝10.21 円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

(その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が有限会社伊賀家政婦紹介所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ有限会社伊賀家政婦紹介所の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

(2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けます。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用の前日まで	無 料
サービス利用の当日	500 円 (税別)

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

(令和 6 年 4 月 1 日)
有限会社伊賀家政婦紹介所